

審議会等の運営状況（令和3年8月1日現在）について

1 審議会等の設置数及び委員の選任状況

昨年度と比べると、審議会等（附属機関と行政運営上の会合を合わせて「審議会等」という。）の設置数・委員数はともに減少しており、今後も、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の方向性に沿って、審議会等の設置数及び委員数について必要最小限に止めるなどの取組は引き続き進めていく。

また、女性登用率については、女性委員の占める割合が40%以上の審議会等の数については昨年度に比べて微減しているところ、審議会等の設置数の全体からみた割合については微増しており、引き続き大阪市男女共同参画基本計画に基づき、より一層積極的に女性委員の登用に向けた取組を推進する。

(1) 審議会等について

ア 設置数について

【方針】 必要最小限に止める

【状況】 附属機関と行政運営上の会合を合わせた数

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	177	188	11

令和3年度内訳 附属機関...86、行政運営上の会合...91

イ 委員数の制限（20名以内）について

【方針】 原則として20名以内とする

【状況】 委員数20名超の審議会等の数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	30	32	2
割合	16.9%	17.0%	0.1%

ウ 審議会等での女性委員の割合について

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（令和3年度）とする

【状況】 女性委員の占める割合が40%以上の審議会等の数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	67	70	3
割合	37.8%	37.2%	0.6%

(2) 審議会等の委員について

ア 延べ人数及び実人数について

【状況】 審議会等の総委員数と兼務を踏まえた実人数

	令和3年度	令和2年度	増減
延べ人数	3392	3443	51
実人数	3109	3134	25

イ 在任期間の制限について（延べ人数ベース）

【方針】 原則として在任期間4年以内又は再任1回まで

【状況】 在任期間が4年超の委員数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
人数	1308	1297	11
割合	38.5%	37.7%	0.8%

ウ 女性委員の登用促進について（延べ人数ベース）

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（令和3年度）とする

【状況】 女性委員の数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
人数	1180	1215	35
割合	34.7%	35.3%	0.6%

エ 本市職員の委員選任の原則禁止について（延べ人数ベース）

【方針】 特に必要がある場合を除き、本市職員を選任しない

【状況】 本市職員の数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
人数	30	50	20
割合	0.8%	1.5%	0.7%

オ 同一委員による兼務数の制限について（実人数ベース）

【方針】 兼務数を3以内とする

【状況】 兼務4以上の委員の数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
人数	14	12	2
割合	0.5%	0.4%	0.1%

カ 委員の年齢制限について（延べ人数ベース）

【方針】 原則70歳を超えるものを委員に選任しない。

【状況】 70歳超の委員数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
人数	503	485	18
割合	14.8%	14.1%	0.7%

2 審議会等に係る情報公開に関する取組状況

公表すべき内容を公表できていない事例が見受けられる。引き続き、会議要旨等の公表を徹底するなどの取組を進めていく。

(1) 会議の公開状況について

【方針】 非公開事由に該当する場合を除き、原則公開

【状況】 会議を公開している審議会等数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	121	125	4
割合	68.6%	66.1%	2.5%

(2) 委員名の公開状況について

【方針】 非公開事由に該当する場合を除き、原則公開

【状況】 委員名を公開している審議会等数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	173	181	8
割合	97.7%	95.8%	1.9%

(3) ホームページにおける基本事項の公表状況について

【方針】 すべての審議会等においてホームページに基本事項を公表

【状況】 ホームページに基本事項を公表している審議会等数とその割合

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	170	179	9
割合	96%	94.8%	1.2%

(4) 公開の審議会等に係るホームページにおける会議録の公表状況について

【方針】 公開の審議会等においてはホームページに会議録を公表

【状況】 ホームページに会議録を公表している審議会等数と公開審議会等の中での割合

	令和3年度	令和2年度	増減
審議会等数	115	110	5
割合	95%	88%	7%